

# 調査の概要

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第13号として、文部科学省所管のもとに昭和23年以降学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）により毎年実施されているもので、平成18年度の調査概要は、次のとおりである。

## 1 調査目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査対象

- (1) 学校教育法第1条に定める小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校および幼稚園
- (2) 学校教育法第82条の2に定める専修学校および同法第83条に定める各種学校
- (3) 学校教育法第23条および同法第39条第3項に定める不就学学齢児童および生徒

## 3 調査の種類、調査事項

調査の種類	主要調査事項	申告者等
学校調査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者数、卒業生数	学校の長
学校通信教育調査	学校数、生徒数、教職員数	〃
不就学学齢児童・生徒調査	就学免除者および就学猶予者の状況、居所不明および死亡した学齢児童・生徒数	市町教育委員会
学校施設調査	学校の土地および建物の用途別面積	公立学校の長 私立学校の設置者
卒業後の状況調査	平成18年3月に、中学校を卒業した者の卒業後の状況 平成18年3月に、高等学校を卒業した者、盲・ろう・養護学校の中学部および高等部卒業者の卒業後の状況（年度途中（平成17年4月1日～平成18年3月31日）に卒業を認められたものも含む。）	学校の長

## 4 調査の期日

平成18年5月1日

## 5 調査の方法

県内の市町立学校および私立学校（高等学校を除く。）ならびに市町教育委員会に対し、市町長を経由して調査票を配布、収集して調査を実施する。県立学校・私立高等学校については、直接調査票を配布して調査を実施する。

なお、国立学校については、当該学校長から提出された調査票による。

また、8割以上の学校は、インターネットを利用して、「電子調査票収集システム」により調査票を提出している。

## 6 調査の公表

(1) 文部科学省は、全国分を集計のうえ報告書として公表し、本県においては、本県分の集計結果を「学校基本調査報告書」として公表する。

(2) この調査の数値は、文部科学省の公表数値をもって確定数とする。

## 7 その他

(1) この報告書に掲載された数値等を他に転載する場合には、「福井県総務部政策統計室調べ、平成18年度学校基本調査報告書による」旨明記すること。

(2) この報告書についての照会等は、福井県総務部政策統計室 商工統計グループまで

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

0776-20-0272(ダイヤル) または 0776-21-1111(代表) 内線2377、2397

## 8 利用上の注意

(1) 表中に使用した符号「-」は、該当のないものである。

(2) 構成比は、個々の数値ごとに小数点以下第2位を四捨五入したため、内訳と総数が一致しない場合がある。

(3) 市町村別統計表中、国立の小学校、中学校および幼稚園（いずれも福井市に各1校所在）と私立の小学校（勝山市に1校所在）中学校（福井市に2校所在、敦賀市、勝山市に1校所在）については、福井市、敦賀市、勝山市に含まれていない。

(4) 全国の数値は別にことわりがないかぎり、「平成18年度学校基本調査速報」（文部科学省生涯学習政策局調査企画課）によった。